

○第2回質問事項等対応表（計画版）

NO	項目	旧ページ	質問内容	回答	対応	計画案反映【修正版ページ】
1	意向調査	12	問7のような複数回答がある場合、回答割合の母数は回答数ではなく、回答した人数にすべきではないか。	そのように修正する。 ⇒円グラフ修正	1. 入力データ再集計 2. クロス集計 （*別途資料）	2-4 空家等調査について （3）危険空家の所有者等への意向調査についてを修正 【P11-P16】
2		13	問9について、「空家等の所有者は、適切な管理をしなければならない」ことを知っている人、知らない人の特徴	次回報告する。 クロス集計		
3		14	問11について、補助制度を活用する、しないと回答した人の特徴	次回報告する。 クロス修正		
4	課題	15	(1)①の2つめの・、「高齢者世帯の増加」は、どこで増加しているのか、それによって何が課題なのかのイメージがわからない。	表現を検討する。	文言修正	第3章 空家等課題 （1）統計調査から見た課題を一部修正 【P17】
5		15	(3)④「経済的支援が課題」とあるが、行政が支援することが課題なのか。所有者側に資金がないことが課題であるかと思いたいと思うが、この表現では行政側の課題と解釈されてしまう。	表現を検討する。	文言修正	第3章 空家等課題 （3）危険空家等の所有者への意向調査から見た課題を一部修正【P18】
6	定義	17	「特定空家等」の定義がわかりにくい。P18に記載があるが、分かりやすく記載した方がよい。	検討する。	構成変更 4-3 対象地区、空家種類 ⇒1章へ移動	旧4-3、5章を削除 1-4 対象地区・空家等種類、1-5 計画の期間に移動 図1追加【P2-P3】
7	基本方針	17	4-2基本的な方針で、(1)危険空家の除去 (2)適正な管理の促進 (3)利活用の促進とあるが、順序的には、(2)-(3)-(1)ではないか。この計画の章立ては、そうになっている。	検討する。	基本方針の順番修正 2)適正な管理促進 3)利活用の促進 1)危険空家の除却	4-2 基本的な方針を修正
8		17	4-2基本的な方針で、(1)危険空家の除去 (2)適正な管理の促進 (3)利活用の促進とあるが、(1)～(3)が、この計画の中のどこにリンクしているのかがわかりにくい。タイトル等を合わせた方がよい。	検討する。	目次とのリンクを工夫	図11の追加【P19】
9	データベース	18	(3)空家等のデータベース化は、①～③すべて行うのか	現在は①②のみ、③は位置図と写真がある程度。現在は③は対象	-	4-3 空家等情報の管理 （1）データベース化を一部修正
10		18	(3)空家等のデータベース化について、①の空家が除却されたり、③へ変更となった場合には、その空家はデータベースからは消えるのか。	危険性がなくなったことをコメントとしては残すが、データベースからは削除しない。	-	（3）空家等情報の活用を追加 【P20】

NO	項目	旧ページ	質問内容	回答	対応	計画案反映【修正版ページ】
11	活用	28	第7章が「飛んでるローカル」を含め、何がいいたいかよく分からない。	—	仕組みの説明 (空家バンク機能)	6-1 所有者等による空家等の利活用の促進、
12		25-30	7章全体で、「誰」に向けた活用なのかがわかりにくい。7-1 所有者向け、7-2 移住者向け のように整理してはどうか。	検討する。	① 空家所有者等、② 移住者用 等利用者の目線で整理	6-2 移住・定住者による空家等の利活用の促進、 6-3 地域・地区による多様な利活用の促進
13		25-30	所有者目線での活用フロー図が欲しい。	検討する。	作成	に修正【P26-P30】
14	税制	33	勧告された場合の固定資産税の住宅用地特例の解除は、いつからが対象となるのか。	翌年の1月分からが対象	—	—
15	相談窓口	35	特定空家等になるまで、市として所有者へどう働きかけていくか。	—	標記方法の工夫	第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の利活用の促進に関する事項 図12追加【P21-P30】
16		35	所有者がまず、どこに相談にいけば良いのか。	—	〃	第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項【P35-P36】
17		35	福祉面からの窓口も必要ではないか。	—	〃	5-2 所有者等への情報提供 (4) 福祉関連施設等との連携による情報提供の追加【P23】
18	指標	38	表4の指標で、データベースを毎年更新するのであれば、③～⑤の空家について具体的に目標数値を設定すればよい。	指標については次回に提示させていただく。	指標の検討 ③～⑤の状態の数値を具体的に提示	第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 表6修正【P39】
19		38	表4の指標で、啓発の年2回とあるが、啓発をすることが目的なのか。真の目的は空家の除却ではないか。	検討する。		
20		38	表4の②、「助言・指導」は特定空家が対象ではないなら、誤解を招く表現ではないか。	「適正管理の依頼」等へ変更する。	修正	
21		38	目標数で、「補助金を活用した除却」と、「補助金を活用しないものも含む除却」どちらが目標値となるのか。	補助金を活用としないものは、所有者の独自によるもので、市からの働きかけがないものであり、実態の把握が難しいため、補助金を活用した除却を目標としたい。	〃	